

生涯学習推進委員会の今後の進め方について

【今回の見直しの概要】

教育委員会では、平成29年度に、生涯学習課に設置されている附属機関や各種委員会等について「初期の目的を達成し必要性が薄れたもの」、「形骸化し機能していないもの」、及び「機能の拡充を図るもの」、「今後の事業の実施に際し必要なもの」などの視点から各所管を超えて総合的かつ横断的に見直し、教育行政の推進にあたり、市民参加を考慮しながら、より機能的で実効性のある委員会等となるように見直しを行いました。

「白井市生涯学習推進委員会」の設置の趣旨など

今までは、「社会教育」「公民館」「文化センター」とそれぞれの分野で調査・審議等を行っていましたが、生涯学習として総合的な推進を図り、それぞれの分野を横断的に調査・検討することでより幅広い審議が行われ、また各分野の推進や連携が図れることが期待されることから、「白井市生涯学習推進委員会」を教育委員会の附属機関として設置をしました。

そのため、既設の「白井市社会教育委員」、「白井市公民館運営審議会」、「白井市文化センター運営協議会」は廃止しました。

<参考>

「白井市生涯学習推進委員会」

●設置の主旨について

生涯学習（社会教育の推進及び文化芸術の振興等）に関する施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、各社会教育施設の連携した運営等を促進するため、新たに「白井市生涯学習推進委員会」を設置する。

●設置にあたり

- ・白井市社会教育委員に関する条例は、廃止する。
- ・白井市公民館の設置及び管理に関する条例第21条に規定する「公民館運営審議会」は、廃止する。
- ・白井市文化センター設置条例第6条に規定する「文化センター運営協議会」は廃止する。
- ・白井市文化センター等の社会教育施設は、白井市文化センター、白井市学習等共用施設及び白井市青少年女性センターをいう。

なお、文化センターについては、センター全体の総合的な運営等について、調査審議するものとし、個別の図書館、文化会館、郷土資料館及びプラネタリウム館の運営等については、従来通り、それぞれに設置されている「白井市文化会館運営協議会」、「白井市図書館協議会」、「白井市郷土資料館運営協議会」及び「白井市プラネタリウム運営協議会」により調査審議する。

- ・当該委員会は、平成30年度に速やかに設置する。

白井市生涯学習推進委員会に期待すること

本委員会には幅広い分野から委員が集まっているため、さまざまな立場からの意見を集約することができ、また、市が実際行っている事業や支援をさらに向上させるための、提案や意見をいただくことができると期待しており、そのことで市全体の生涯学習の底上げができるものと考えております。

白井市生涯学習推進委員会の担当する事務について

本委員会が担当する事務は、多岐に渡り年2～3回の委員会で担当する事務全てを調査・審議することは難しいと考えております。

そこで、担当する事務を踏まえながら、テーマを絞って調査・審議を行うことで考えています。

しかしながら、本委員会に毎年度審議を行っていただくものもありますので、そのことを踏まえつつ、今後の委員会運営を行っていきたいと考えております。

①市が抱えている課題と生涯学習推進委員会が今期審議するテーマについて

本委員会が審議するテーマについては、市として抱えている課題、市民の立場で抱えている課題、双方が関係して抱えている課題等、さまざまなものがありますが、現在、市が抱えている課題については下記のとおりです。

●市が抱えている課題について

- ・社会教育関係団体やサークル活動の育成（例：団体構成人員の高齢化）
- ・地域の人材育成（例：決まった人が何役も抱えている）
- ・学習の成果を地域社会に活かすことができる仕組みづくり
（例：活動の成果を地域にいかす場が少ない）
- ・障がい者のための生涯学習支援事業
（例：障がいのある人も一緒に参加できる講座の開催が少ない）
- ・各課が個々に実施している様々な事業の関連性のある事業の連携
（例：家庭教育に関することを年代ごとにさまざまな課で独自に行っている）

このほか、市民が感じている課題もあると思います。

●生涯学習推進委員会が今期審議するテーマ

課題を踏まえ、テーマを決定したのちに、審議を行っていきたいと考えています。

（テーマ例）

- ・サークルや社会教育関係団体の活性化に向けた育成、支援のあり方について
- ・学習成果の仕組みづくりについて
- ・誰もが参加できる生涯学習のあり方について

②委員会が毎年度行う審議について

審議するテーマ以外に、本委員会に毎年度審議していただくことは下記のとおりです。

- ・社会教育関係団体の認定及び取り消しについて
- ・公民館における各種事業の計画及び報告について
- ・社会教育関係団体への補助金交付について

●年間会議のイメージ

< 1回目 >

★委嘱期間内に行う議事

- ・テーマに関する議事

★毎年度行う議事

- ・社会教育関係団体の認定又は取り消しに伴う報告
- ・公民館事業報告についての審議
- ・社会教育関係団体の補助金交付に伴う意見
(新規に認定団体に該当があった場合)

< 2回目 >

★委嘱期間内に行う議事

- ・テーマに関する議事

★毎年度行う議事

- ・社会教育関係団体の認定又は取り消しに伴う報告
- ・公民館事業計画についての審議
- ・次年度の予算で社会教育関係団体に対し補助金の交付を伴うための意見徴収

< 臨時 >

委嘱期間内又は毎年度行う議事やそれ以外に生涯学習推進委員の審議や意見等を求めるときに実施